

青 警 本 保 第 6 7 9 号
平 成 2 6 年 1 2 月 1 0 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律等の施行について

みだしのことについては、「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律等の施行について（平成26年12月10日付け青警本保第678号）」により通達したとおり、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成26年法律第131号。以下「改正法」という。）が本年11月28日公布され、その一部が施行されたところであり、これに伴い制定された銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第378号。以下「改正政令」という。）及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成26年内閣府令第78号。以下「改正府令」という。）が本年11月28日公布・施行されたところである。これらの趣旨、内容、解釈、運用上の留意事項等は、当該通達によるほか、下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、以下この通達において、改正法による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）を「法」と、改正政令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）を「令」と、改正府令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）を「府令」という。

記

第1 災害により許可済猟銃を亡失した者等についての猟銃の許可の基準の特例

1 趣旨

災害は本人の責めに帰することができない事情であることから、こうした事情により許可済猟銃（所持しようとする種類の猟銃であって、法第4条第1項第1号の規定による許可を受けたものをいう。以下同じ。）の許可が失効した者が、新たに猟銃の許可を受けようとする場合の基準については、現に許可済猟銃を所持している場合に準じた取扱いとすることとした。

2 技能検定又は射撃教習の免除

(1) 内容

ア 災害により許可済猟銃を亡失等して許可が失効した日から起算して1月を経過しておらず、かつ、当該許可済猟銃に係る技能講習修了証明書の交付を

受けた日から起算して3年を経過していない者が新たに猟銃の許可を受けようとする場合については、技能検定又は射撃教習を免除することとした。(法第5条の2第3項第2号)

イ 災害により許可済猟銃を亡失した者等の中には、生活を立て直すために相当の時間を要するなど、直ちに新たな許可の申請をすることができない事情を有する者も存在すると考えられることから、当該事情がやんだ日から起算して1月を経過しておらず、かつ、当該許可済猟銃に係る技能講習修了証明書の交付を受けた日から起算して3年を経過していない者についても、同様の取扱いとすることとした。(法第5条の2第3項第2号)

ウ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)の鳥獣被害対策実施隊員及び同法の被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者で一定の基準を満たすものについても、同様の取扱いとするため、これらの者が法第5条の2第3項第2号の適用を受ける場合に技能講習を一定期間免除することとした。(改正法附則第3項)

(2) 解釈

ア 「震災、風水害、火災その他の災害」は、本人の責めに帰することができない災害に限られる。

例えば、火災については、本人の故意・過失によるものもあり得るが、こうした火災はこれに当たらない。

イ 「当該災害に起因するやむを得ない事情により…許可の申請をすることができなかつた者」については、個別の事情により判断することとなるが、例えば、災害により住居を失い仮設住宅での生活を続けざるを得ない者等が考えられる。

3 災害により許可済猟銃を亡失した者等に係る猟銃等講習会

災害により許可済猟銃を亡失した者等に係る猟銃等講習会の講習時間については、現に許可済猟銃を所持している場合に準じて、経験者に対して行う講習会と同様とした。(令第17条)

なお、猟銃等講習会の講習修了証明の交付を受けた日から起算して3年を経過していない者については、猟銃等講習会の受講は要しない。

4 添付書類

(1) 内容

ア 災害により許可済猟銃を亡失した者等が新たに猟銃の許可の申請をする場合には、当該災害により許可済猟銃を亡失し、又は許可済猟銃が滅失した事情を明らかにした書類の添付を求めることとした。(府令第11条第1項第9号)

イ アに該当する者のうち、当該災害に起因するやむを得ない事情により猟銃の許可の申請をすることができなかつた者については、アの書類に加えて、

やむを得ない事情により猟銃の許可の申請をすることができなかった事情及び当該事情がやんだ日から起算して1月を経過していないことを明らかにした書類の添付を求めることとした。(府令別表備考6)

(2) 解釈

「災害により許可済猟銃を亡失し、又は許可済猟銃が滅失した事情を明らかにした書類」とは、例えば、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2に規定する罹災証明書等をいう。

第2 災害により許可済猟銃を亡失した者等についてのライフル銃の許可の基準の特例

1 趣旨及び内容

法第5条の2第3項第2号に掲げる者として許可を受けた者については、法第5条の2第4項第1号のライフル銃の許可の基準である「継続して10年以上…猟銃の所持の許可を受けている者」との要件について、現に許可済猟銃を所持している者が許可の更新を受けた場合に準じて、災害により許可が失効する前に継続して許可を受けていた期間と新たに許可を受けている期間とを通算することとした。(法第5条の2第5項)

2 東日本大震災等の災害により公布日前に猟銃を亡失した者等についてのライフル銃の許可の基準の特例

(1) 趣旨及び内容

東日本大震災により猟銃を亡失した者等に対しては、これまで法第5条の2第5項の特例規定がなかったこと等から、これに準じた特例を経過措置として設けることとした。

本特例の対象となる者は、改めて所持しようとする種類の猟銃に係る技能検定又は射撃教習を受けなければならないことから、猟銃の所持を妨げるやむを得ない事情がやんだ日から起算して1年以内に許可を受けた者を対象とすることとした。(改正法附則第2項)

なお、当該者が受けるべき猟銃等講習会は、初心者に対して行う講習会である。

(2) 解釈

「これらの災害に起因する猟銃の所持を妨げるやむを得ない事情」については、個別の事情により判断することとなるが、例えば、災害により住居を失い仮設住宅での生活を続けざるを得ない事情等が考えられる。

(3) 対応要領

ア 東日本大震災により猟銃を亡失した者等に対して、本特例の内容を周知すること。

イ 本特例に係るライフル銃の許可の申請を受理した場合にあっては、速やかに警察庁生活安全局保安課に報告すること。

ウ 本特例の対象となる者がライフル銃の許可の申請を行う場合の添付書類に

については、通常のライフル銃の許可の申請の場合に添付する書類と同じであるが、東日本大震災により猟銃を亡失し、又は猟銃が滅失した事情、東日本大震災に起因する猟銃の所持を妨げるやむを得ない事情及び当該事情がやんだ日から起算して1年を経過していないことについて、当該者に対し個別に面接を行うなどして確認すること。

また、本特例の対象となる者については、被災後に転居するなどして被災当時の住所地を管轄する公安委員会以外に申請することも考えられることから、その場合には、東日本大震災により猟銃を亡失し、又は猟銃が滅失した事情や、東日本大震災により許可が失効する前に継続して許可を受けていた期間について、当該公安委員会に確認するなど、連携を密にして対応すること。

第3 運用上の留意事項

1 災害により許可済猟銃を亡失した者等から許可証の返納を受ける場合等の対応

(1) 亡失した事情等の確認と特例についての教示

災害により許可済猟銃を亡失した者等から許可証の返納を受け、又は許可に係る事項の抹消をする場合には、許可済猟銃を亡失し、又は許可済猟銃が滅失した事情を確認し、今般新設した特例の対象となり得ると認められるときには、その特例の内容について教示すること。

(2) 台帳の保存

今般新設した特例の対象となり得る期間は、災害により亡失等した許可済猟銃に係る技能講習修了証明書の交付を受けた日から起算して3年間であることから、災害により許可済猟銃を亡失した者等から許可証の返納を受け、又は許可に係る事項の抹消をした場合であっても、当該技能講習修了証明書の有効期間中は許可を受けていた猟銃に係る台帳を保存しておくこと。

2 申請に対する速やかな手続の配慮

今般新設した特例に係る猟銃の許可の申請を受理した場合にあっては、特例の対象となる期限が切迫していることも想定されることから、速やかな手続に配慮すること。

【担当】

保安課危険物係